

みどり市窓口番号案内表示・発券機システム導入業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和8年6月1日

みどり市長 須藤



1. 業務概要

(1) 業務名

みどり市窓口番号案内表示・発券機システム導入業務

(2) 業務内容

別紙「みどり市窓口番号案内表示・発券機システム導入業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

〈みどり市窓口番号案内表示・発券機システム構築業務〉

契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで

〈みどり市窓口番号案内表示・発券機システム運用保守業務〉

令和8年12月1日から令和9年3月31日まで

2. 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) みどり市暴力団排除条例（平成24年みどり市条例第12号）第2条第1号または同条第2号及び第3号に規定する者でないこと。
- (4) 業務について、高い知見と十分な業務遂行能力を有し、常に連絡及び調整ができる体制を整えていること。
- (5) 公告の日から参加申込書の提出の日までの間に、みどり市請負業者等指名停止措置要綱（平成18年みどり市告示第13号）による指名停止を受けていないこと。
- (6) 法人税、消費税、市税等を滞納していないこと。
- (7) 本システムを令和7年度末時点で人口3万人以上の地方自治体にて導入した実績がある事業者であること。
- (8) その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

3. 手続

みどり市窓口番号案内表示・発券機システム導入業務プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等による。

なお、実施要領、仕様書、各種様式等は、みどり市ホームページ上で公開する。

4. 事務局

(1) 所在地

群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地 (みどり市役所笠懸庁舎)

(2) 担当窓口

みどり市政策企画部企画課デジタル推進室

《電子メール》dx@city.midori.gunma.jp

《電話番号》0277-76-0962 (直通)